

産前産後休暇・育児休業休暇のご案内

(株)ITC 本部総務課

ご出産予定日 年 月 日

1. 産前休暇 予定日前 42 日間(予定日が遅れた場合は出産日まで産前休暇)

⇒産休中は無給。本人が産前休暇を希望しない場合は出産前日まで就労可能です。

様の産前休暇は 年 月 日から 年 月 日の予定です。

2. 産後休暇 出産翌日から 56 日間

⇒産休中は無給。産後 42 日間は法律で就労できません。

産後 43 日目以後、本人が希望し医師の許可があれば就労可能です。

様の産後休暇は 年 月 日から 年 月 日の予定です。

3. 出産育児一時金・1 児につき 50 万円支給(出産状況による)

⇒健康保険協会へ請求(別途申請書を送ります)

※出産育児一時金を出産前に受給希望する場合は、出産予定の病院に手続きを確認

※高額療養費の対象となる場合は別途高額療養費が支給されます。

4. 出産手当金・産休期間に無給の場合、産休前に支給していた給与の約 3 分の 2 相当を支給

⇒健康保険協会へ請求(別途申請書を送ります)

詳細は下記の全国健康保険協会のサイトをご参照ください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g6/cat620/r304#q1>

5. 育児休業休暇

申し出ることができる期間は、産後休暇終了の翌日から子が 1 歳になる誕生日の前日まで(保育所待期等は 1 歳 6 ヶ月又は 2 歳になる迄)の期間です。詳細は「育児・介護休業規程」をご参照ください。

6. 出生時育児休業

子の出生後 8 週間の期間内に、合計 4 週間分(28 日)を限度として、出生時育児休業を取得できます。(2 回迄、分割取得可能) 詳細は「育児・介護休業規程」をご参照ください。

育児休業休暇と出生時育児休業の期間は、社会保険料免除と育児休業給付金の支給(無給の場合、雇用保険加入者に、雇用保険から支給)があります。

7. 雇用保険からの給付金

要件に該当すれば、雇用保険(管轄はハローワーク)から下記の給付金が受給できます。

①育児休業給付金(育児休業取得した場合)

②出生後休業支援給付金(両親ともに 14 日以上の子育て休業取得した場合、配偶者が就労していない時は本人が 14 日以上の子育て休業取得した場合)

③育児時短就業給付金(育児休業終了後、復職した際に時短勤務になった場合)

上記の①と③に該当した場合は、会社で申請書等を準備し、ご連絡します。②の申請書は各自で最寄りのハローワークで入手、又はハローワークインターネットサービスからダウンロードし、必要書類を添付して会社にご提出ください。

8. 有給休暇の取り扱いについて

①産前産後休暇・育児休業前の有給休暇残

⇒「産前・産後・育児休業 休暇届書」提出前であれば、有給休暇が申請できます。

②産前産後休暇・育児休業中に新たに付与された有給休暇

⇒「産前・産後・育児休業 休暇届書」期間中は申請できません。(届出期間を変更、撤回しても申請できません。)

9. 社会保険料・住民税

産前産後休暇・育児休業期間中の社会保険料本人負担分は、要件に該当すれば免除されます。また、住民税を特別徴収から普通徴収にご希望の方はご連絡ください。(特別徴収は給与より天引きですが、普通徴収にすると市町村からの納付書で納入できます。)

10. 出産後・復帰後

ご出産後や復帰後は子の看護休暇や短時間勤務等の措置が申請可能です。(詳細は育児・介護休業規程参照)

ご不明な点は本部総務課へ TEL 048-765-0077

以上

文書番号:2016HY0011-3